

国立研究開発法人国立がん研究センター受託研究取扱規程

第1版	平成22年 4月 1日
第2版	平成22年10月 1日
第3版	平成23年 4月 1日
第4版	平成24年 4月 1日
第5版	平成24年 7月 1日
第6版	平成25年 4月 1日
第7版	平成27年 4月 1日
第8版	令和 2年 9月18日

(通則)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立がん研究センター(以下「センターという。’)が、国及びそれに準ずる機関以外の者等(以下「依頼者」という。’)から委託を受けて行う、ヒトおよびヒト由来の材料を対象とした医学研究(以下「受託研究」という。’)を行うことの取り扱いを定めるものである。

2 本規程にて定める「書式」は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)(以下「医薬品医療機器等法」という。’)第2条第17項に規定されている治験又は製造販売後臨床試験(以下これらをまとめて「治験等」という。’)及び「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成16年12月20日厚生労働省令第171号)(以下「医薬品GPSP省令」という。’)、「医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成17年3月23日厚生労働省令第38号)(以下「医療機器GPSP省令」という。’)及び「再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成26年7月30日厚生労働省令第90号)(以下「再生医療等製品GPSP省令」という。’)に規定される製造販売後調査(以下「製造販売後調査」という。’)以外に用いるものであり、治験等に用いるものは、別途、「国立研究開発法人国立がん研究センター治験等に係わる標準業務手順書」(以下「治験等標準業務手順書」という。’)に定めるところによる。

(研究委託の申請)

第2条 受託研究の申請に当たっては、研究の目的が医薬品医療機器等法に基づく医薬品、医療機器、又は再生医療等製品の承認申請等に該当する場合には、次のいずれに該当するかを明確にするものとする。

- (1) 製造販売承認申請
- (2) 製造販売承認事項一部変更承認申請
- (3) 再審査申請等
 - ① 製造販売後臨床試験
 - ② 使用成績調査(一般使用成績調査、特定使用成績調査、使用成績比較調査)
 - ③ 製造販売後データベース調査
- (4) 副作用・感染症症例調査
- (5) その他

2 理事長は、依頼者及び研究責任者から受託研究の申請を受け付ける際は以下の資料を提出させるものとする。但し、前項の(5)のうち、介入研究以外の研究については、原則として産学連携・知財戦略室/産学連携支援室を取り扱い事務局とする。

- (1) 治験等

治験等標準業務手順書に定める資料

- (2) 製造販売後調査(前項(3)②③)
 - ① 治験依頼書(書式3)
 - ② 研究実施計画書(プロトコール)
 - ③ 添付文書
 - ④ データ記録表
 - ⑤ 被験者の同意を得るに際しての説明同意書(該当する場合)
 - ⑥ 履歴書(書式1)
 - ⑦ 研究分担者・研究協力者リスト((受)書式2)及び治験分担医師・治験協力者リスト(書式2)
 - ⑧ 受託研究費積算書((受)様式8)
 - ⑨ その他
 - (3) 医薬品医療機器等法(昭和35年法律第145号)第69条10の2の規定に基づく医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての副作用、感染症及び不具合報告(以下「副作用等報告」という。)(前項(4))
 - ① 受託研究依頼書((受)書式3)
 - ② データ記録表
 - ③ 添付文書
 - ④ 受託研究費積算書((受)様式8)
 - ⑤ その他
 - (4) その他の受託研究(第15条に規定する各種指針等に基づき実施する研究のうち介入研究に限る)
 - ① 受託研究依頼書((受)書式3)
 - ② 研究実施計画書(プロトコール)
 - ③ 受託研究費積算書((受)様式8)等
 - ④ その他
- 3 受託研究の申請に必要な資料の提出先は中央病院又は東病院の治験事務室とする。
- 4 申請があった受託研究が治験等に関するものである場合には、次の(1)から(3)のいずれに該当するかを明確にするものとする。
- (1) 治験等の計画に関する研究
治験等の計画に関する研究には、次の事項が含まれる。
 - ① 契約前に開催される治験責任医師等の治験計画に関する研究会等への参加、協議
 - (2) 治験等の実施に関する研究
治験等の実施に関する研究には、次の事項が含まれる。
 - ① 治験等についての被験者への説明と同意の取得
 - ② 被験者への治験等の実施
 - ③ 治験等に係る症例報告書の作成
 - ④ 契約期間内に開催される治験等の実施又は治験結果に関する研究会等への参加、協議
 - ⑤ 治験等に関する記録の保存
 - ⑥ 治験実施計画書等に記載されている計画等で示されているモニタリング・監査
 - (3) 治験等の実施後の継続研究
治験等の実施後の継続研究には、次の事項が含まれる。
 - ① 契約期間終了後に開催される治験等の結果に関する研究会等への参加、協議
 - ② 治験等に関する記録の保存
 - ③ 治験実施計画書等に記載されている計画等で示されているモニタリング・監査以外で、

必要性が生じたために実施されるモニタリング・監査

(GCPの遵守)

第3条 理事長は、申請のあった受託研究が医薬品医療機器等法に規定する治験等に該当する場合には、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成9年3月27日厚生省令第28号)(以下「医薬品GCP省令」という。)、 「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成17年3月23日厚生労働省令第36号)(以下「医療機器GCP省令」という。)及び「再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成26年7月30日厚生労働省令第89号)(以下「再生医療等製品GCP省令」という。)並びに関連諸通知に適合する取り扱いをするものとする。

- 2 医薬品GCP省令、医療機器GCP省令及び再生医療等製品GCP省令等で規定されている「医療機関の長」は、理事長とする。
- 3 理事長は、受託研究として治験等を行うため、「国立研究開発法人国立がん研究センター治験等に係わる標準業務手順書」及び「国立研究開発法人国立がん研究センター治験手続きの電磁化における標準業務手順書」を医薬品GCP省令、医療機器GCP省令及び再生医療等製品GCP省令に則って別途作成する。

(治験審査委員会)

第4条 理事長は、受託研究の円滑な実施を図るため、センターに「国立研究開発法人国立がん研究センター治験審査委員会」を置くものとする。

- 2 製造販売後調査の場合、治験審査委員会は、次の事項について審査するものとする。
 - (1) 研究目的及び計画並びに実施の妥当性
 - (2) 研究結果及び発表の方法
 - (3) ヘルシンキ宣言の趣旨にそった倫理的配慮(説明同意書の適切性を含む。)
 - (4) 医薬品GPSP省令、医療機器GPSP省令及び再生医療等製品GPSP省令等への適合性
 - (5) その他必要事項
- 3 治験等の場合、治験審査委員会は医薬品GCP省令、医療機器GCP省令又は再生医療等製品GCP省令で規定する基準に基づいて審査するものとする。
- 4 理事長は、治験審査委員会の円滑な運営のため、「国立研究開発法人国立がん研究センター治験審査委員会標準業務手順書」を医薬品GCP省令、医療機器GCP省令及び再生医療等製品GCP省令に則って別途作成する。
- 5 治験審査委員会の事務は研究支援センター生命倫理部被験者保護室(治験審査委員会事務局)(以下「治験審査委員会事務局」)が行う。
- 6 治験審査委員会は、審議記録を備え、治験審査委員会事務局がこれを保管する。

(受託の決定等)

第5条 申請のあった受託研究の受託の決定は理事長が行うものとする。但し、決定に当たっては、第2条1項(4)並びに同条4項(1)、同(2)の④及び同(3)に該当する場合を除き、提出された資料をもって第4条又は第15条に則り、各種審査委員会の審査を依頼し、意見を聴かなければならない。

- 2 理事長は、センターの業務に関連のない研究、他の職務に支障を及ぼすおそれがあると判断される研究等、受託することが適当でないと認められるものについては、受託することができない。
- 3 理事長は、当該研究の受託の承認又は不承認を依頼者及び研究責任者に文書にて通知するとともに、受託を承認したときは、その内容を契約担当者に伝達しなければならない。
- 4 理事長は、受託した治験等について、次の事項について治験等の継続又は変更の適否について審査委員会の意見を求め、その意見に基づいて治験等の継続又は変更の適否を決定し、依頼者及び

治験責任医師に通知するものとする。

- (1) 重篤で予測できない副作用等について依頼者又は治験責任医師から通知を受けた場合
 - (2) 治験等に継続して参加するかどうかについて被験者の意思に影響を与えるものと認められる情報を入手し、被験者に対する説明文書を改訂した旨治験責任医師から報告を受けた場合
 - (3) 依頼者から治験実施計画書等につき変更を行いたい旨の申請があった場合
 - (4) その他必要があると認められる場合
- 5 前項までに定める理事長の決定に当たっては、研究責任者が所属する病院長からあらかじめ各種審査委員会の意見を踏まえた許可が得られていなければならない。

(契約の条件)

第6条 契約担当者は、第5条第3項の規定に基づく伝達を受け、依頼者と研究の受託に関する契約を締結するときは、原則として次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 依頼者は、受託研究の適正な実施に必要な事務的経費等(以下「研究費」という。)及び治験に係る保険外併用療養費の支給対象外の経費(以下「支給対象外経費」という。)については、請求書に定めた期限までに納付すること。また、支給対象外経費については、診療月の翌月毎にその全額を請求書をもって依頼者に請求すること。
 - (2) 研究費により取得した物品等は、当該研究終了後も依頼者に返還しないこと。
 - (3) やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合、センターはその責を負わないこと。
 - (4) 受託研究に随伴して生じた発明等による知的財産権の所有は原則として依頼者に帰属するが、治験責任医師より申し出があった場合は依頼者と協議を持って決定することが出来ること。
 - (5) 研究費が請求書に定めた期限までに納付されなかった場合は、契約は解除できるものとし、すみやかに所要の手続きをとること。
- 2 契約書は、正本を2通作成し、センターが1通所持すること。

(受託研究の実施)

第7条 研究者は、承認された受託研究実施計画書等に従い受託研究を実施する。また、研究者は、被験者及びその代諾者にその趣旨を十分説明するとともに、当該受託研究が治験等である場合には、医薬品GCP省令第51条、52条、医療機器GCP省令第71条、72条又は再生医療等製品GCP省令第71条、第72条に基づき文書により、治験等の実施について説明し、同意(被験者の診療に際して実施した検査、画像診断等の内容を依頼者に提出することがある旨の説明と同意を含む。)を得るものとし、被験者の安全と秘密の保全について適切な配慮をしなければならない。

- 2 依頼者と研究責任者は、受託研究の実実施計画書等に変更が生じた場合、治験等あるいは製造販売後調査については治験に関する変更申請書(書式10)にて、理事長に申請するとともに、変更に基づく研究の継続の適否について理事長の指示を受けること。
- 3 研究責任者は、治験等の実施中に重篤な有害事象又は重大な不具合が発生した場合には、速やかに理事長及び依頼者に文書で報告するとともに、治験等の継続の適否について理事長の指示を受けること。
- 4 研究責任者は、治験等の実施中に被験者の緊急の危険を回避するためその他医療上やむを得ない理由により治験実施計画書に従わなかった場合には、速やかに理事長及び依頼者に文書で報告すること。

(治験等の継続)

第8条 研究責任者は治験等の期間が1年を超えるものは、1年に1回以上、理事長に治験等の実施状

況を報告するとともに、治験等の継続の適否について理事長の指示を受けること。

(研究結果の報告等)

第9条 研究責任者は、当該研究を終了したときは、速やかに各研究に該当する書式をもって理事長へ報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告があったときは、各種審査委員会及び依頼者に通知するものとする。
- 3 研究責任者は、当該研究を中止したときは、その旨を速やかに各研究に該当する書式をもって理事長へ報告し、必要な指示を受けなければならない。
- 4 理事長は、前項の報告があったときは、契約担当者に伝達するとともに依頼者に通知するものとする。

(治験等のモニタリング及び監査)

第10条 理事長は、治験等のモニタリング及び監査の実施について、依頼者と十分協議し、依頼者のモニタリング担当者及び監査担当者に、依頼者における被験者の情報の秘密保持について十分注意させるものとする。

(治験薬、治験機器及び治験製品等の管理)

第11条 理事長は、中央病院及び東病院の薬剤部長を治験薬及び製造販売後臨床試験薬(以下「治験薬等」という。)の管理者(以下「治験薬管理者」という。)に定め、各々の病院内で使用される全ての治験薬等を適切な方法にて管理させるものとする。

- 2 治験機器等の管理については、当該研究期間中は治験責任医師において保管・管理し、終了後は直ちに現状復帰するものとする。
- 3 治験製品等の管理については、その特性に応じ、治験薬管理者又は治験責任医師に適切な方法にて保管・管理させるものとする。

(人員の派遣)

第12条 原則として依頼者からの人員の派遣は認めない。但し、機械開発等で研究者が研究の初期にその専門知識を持つ研究補助者の派遣を要する場合、又はセンターの研究者が開発した検査法等を用いて依頼者が検査試薬等の製造承認をとる目的で行う受託研究で、かつ、依頼者側が専門知識の修得のため研究補助者の派遣を要する場合に限り、補助者届書等により申請し、治験審査委員会の承認を得るものとする。なお、依頼者は同研究補助者に係る雇用上のすべての義務を負担するものとし、また、センターに一切の不利益を与えてはならない。

- 2 派遣された研究補助者の管理上の責任者は、当該研究の研究責任者とする。

(記録等の保存責任者)

第13条 理事長は、次に掲げる記録毎に保存責任者を定めるものとする。

- (1) 診療録、検査データ等及び署名済みの同意文書は病院長とする。
- (2) 研究責任者宛の通知書等は、研究責任者とする。
- (3) 研究受託に関する書類(受託研究申請書、契約書、願出整理簿等)は、治験事務局長とする。
- (4) 治験審査委員会の運営に関する記録(審査委員会議事録)は、委員長補佐とする。
- (5) 治験薬等の管理に関する記録(治験薬等の管理表、受領書、返却書等)は治験薬管理者とする。
- (6) 治験機器等の管理に関する記録(治験機器管理表、治験機器出納表、治験機器納品書等)は治験責任医師とする。
- (7) 治験製品等の管理に関する記録((5)又は(6)に準ずる)は治験薬管理者又は治験責任医師と

する。

(8) 研究課題別出納簿は、中央病院は財務経理部長、東病院は企画課長とする。

- 2 前項の記録の保存期間は、当該受託研究終了後5年間保管するものとする。但し、治験等にあつては、GCP省令第41条第2項、医療機器GCP省令第61条第2項及び再生医療等製品GCP省令第61条第2項により、製造販売の承認を受ける日、承認申請書に資料として添付しないと通知を受けた日後3年を経過した日又は治験の中止若しくは終了の後3年を経過した日のうちいずれか遅い日までとする。製造販売後臨床試験にあつては、当該被験薬の再審査又は再評価が終了した日とする。ただし、治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者と協議するものとする。

(治験事務局)

第14条 理事長は、受託研究の円滑な実施を図るため、中央病院及び東病院臨床研究支援部門研究実施管理部治験事務室に医薬品GCP省令第38条、医療機器GCP省令第57条及び再生医療等製品GCP省令第57条に規定されている治験事務局を置く。

- 2 治験事務局に治験事務局長を置き、治験事務局長は理事長の指名する者とする。治験事務局長はやむ終えない事情によりその業務ができないときのために、その業務を代理する者を指名することができる。
- 3 治験事務局の業務は「国立研究開発法人国立がん研究センター治験等に係わる標準業務手順書」において別途定める。

(各種指針等を遵守する受託研究の申請)

第15条 研究責任者は、申請を行う受託研究が「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(文部科学省・厚生労働省)」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(文部科学省・厚生労働省・経済産業省)」、又は「遺伝子治療臨床研究に関する指針(文部科学省・厚生労働省)」を遵守して行うものである場合には、別途「国立研究開発法人国立がん研究センター人を対象とした医学系研究に関する標準業務手順書」等適用される規程等に従った申請をし、病院長の実施許可を得た上で行うものとする。

- 2 研究責任者は、申請を行う受託研究が臨床研究法に該当する場合は、別途「国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院特定臨床研究業務手順書」、「国立研究開発法人国立がん研究センター東病院特定臨床研究業務手順書」に従って申請をし、病院長の実施許可を得た上で行うものとする。
- 3 第1項及び第2項に該当する受託研究については、遵守する指針等に応じた各研究倫理審査委員会の審査を受けるものとし、治験審査委員会における審査を不要とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(第2版)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 受託研究審査予備調査会に関する規定を削除したことにより、当規程の施行によって「独立行

政法人国立がん研究センター受託研究審査予備調査会規程」を廃止とする。

附 則(平成23年規程第19-10号)

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規程第18号)

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規程第38号)

(施行期日)

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成25年規程第33号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 従前の受託研究審査委員会を治験審査委員会としたことにより、当規程の施行によって「独立行政法人国立がん研究センター受託研究審査委員会運営規程」を廃止とする。

附 則(平成27年規程第8号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第44号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規程第43号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年11月26日から施行する。
- 2 本規程第1条第2項及び本規程附則(令和2年規程第43号)において「書式」を定めており、治験等以外の契約については、(受)10受託研究(治験以外)契約書を用いるものとする。但し、依頼者から依頼者所定の契約書を用いる要望がある場合は、契約担当者の許可により、その契約書を用いることができるものとする。

書式(第1条第2項関連)

(受)書式1 研究責任者・研究分担者履歴書 廃止

(受)書式2 研究分担者・研究協力者リスト

(受)書式3 受託研究依頼書

(受)書式4 受託研究審査依頼書 廃止

(受)書式5 受託研究に関する変更申請書

(受)書式6 受託研究実施状況報告書 廃止

(受)書式7 受託終了(中止・中断)報告書 廃止

(受)書式8 受託研究費積算書

(受)書式9 受託研究審査結果・決定通知書 廃止

(受)書式10 受託研究(治験以外)契約書

(受)書式11 製造販売後調査契約書